

神浦小学校いじめ防止基本方針（令和6年10月修正済み）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを趣旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【めざす児童像】

自らのよさや友だちのよさに気づくとともに、いじめに対しては、周りの人と協力して防止することができる子ども。

いじめ対策委員会

＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭

＜活 動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

＜開 催＞ 毎月1回開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

専門家・外部関係者

年1回は学校評議員・民生児童委員に加わってもらい、いじめ防止への共通理解を図る。

必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

P T A ・地域との連携

- ・ P T A 役員会で、日ごろの様子や学校の取組について報告し、規範意識の醸成やいじめ防止に協働して取り組めるようにする。
- ・ 学校支援者会議においても同様な働きかけを行う。

関係機関との連携

- ・ 学校・警察連絡協議会で情報を収集するとともに、必要に応じてスクールサポーターへの相談・協力依頼を行う。

児童会

- ・ 一人一人にとって過ごしやすい学校となるよう協議する場を設定するとともに、いじめ防止の標語づくりや児童宣言文の見直し等を行い、児童会の自己指導能力の育成を目指す。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

いじめの防止

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。
- ・ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

いじめの早期発見

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年2回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・ いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめを行った児童を別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

いじめ重大事態発生時の取組

<調査を要する重大事態の例>

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席(土日を除いて7日間連続)しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、調査を実施する。

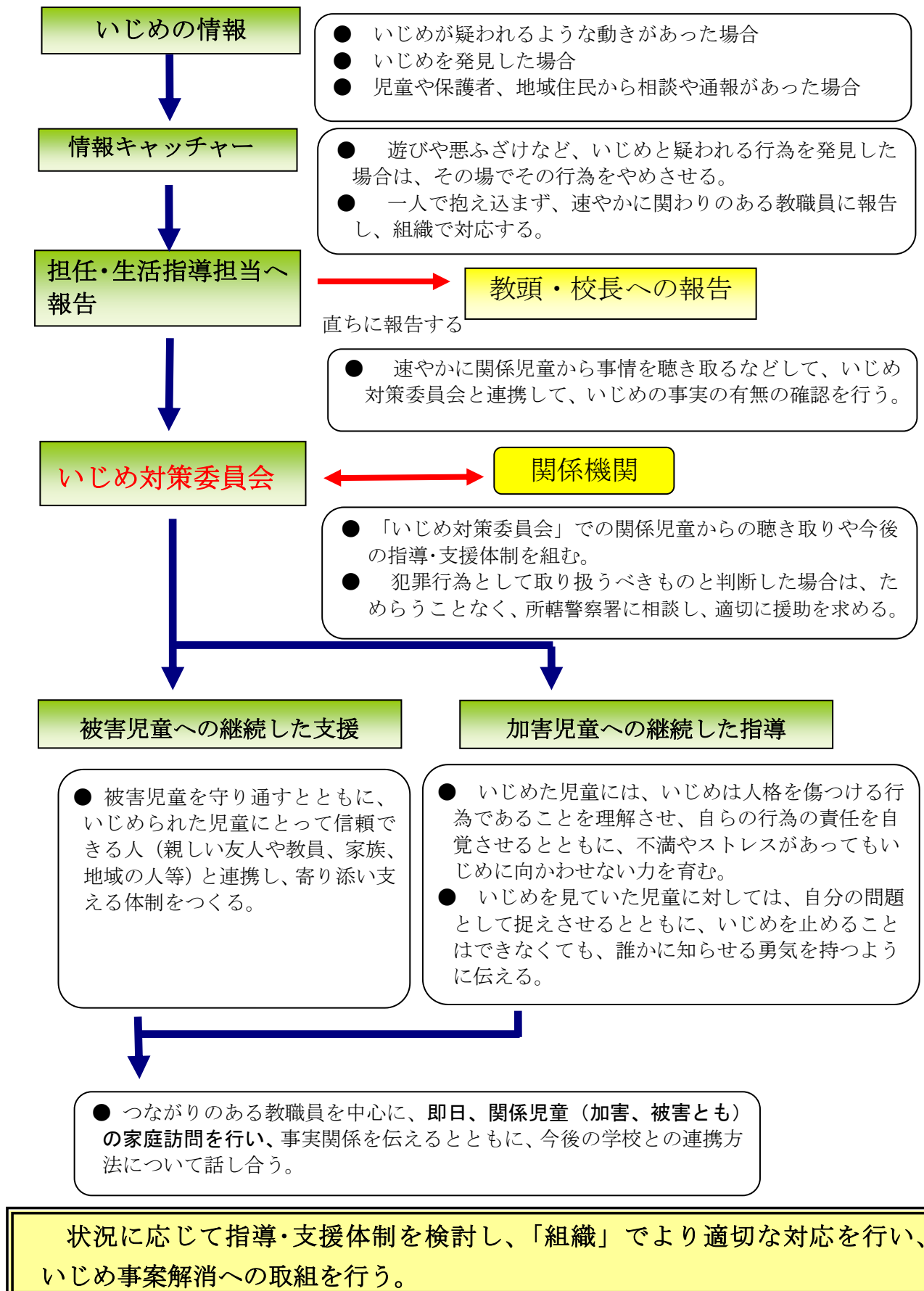
<重大事態の報告>

- ・ 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・ 学校→教育委員会→市長

<調査を行う組織>

- ・ 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図)



いじめのチェックリスト

いじめられている子どもが発するサイン

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとしている。
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 写真にいたずら書きされたり、黒板・トイレなどに実名やあだ名で落書きされたりしている。

いじめている子どもが発するサイン

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐ 友だちへの電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐ 友だちを呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。
- ☐ 洗わなければならない体操服・給食着等を持って帰らない。(他人のを使ったり洗わせたりしている。)

年間活動計画（研修計画も含む）

※毎月 1 回火曜日にいじめ防止委員会

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4 月	○いじめ防止基本方針の共通理解 ○児童・保護者等への周知	10 月	○生活アンケート調査 ○学校評議員・民生委員との情報交換
5 月	○家庭訪問	11 月	○児童会での児童宣言文等の見直し ○人権・いじめ防止標語の作成
6 月	○生活アンケート調査 ○教育週間（道徳授業公開）	12 月	○人権週間 ○学校評価（後期）アンケート実施
7 月	○学校評価（前期）アンケート実施	1 月	○冬季休業中の児童の様子の情報交換 ○学校評議員・民生委員との情報交換 ○PTA研修会
8 月	○平和祈念集会	2 月	
9 月	○夏季休業中の児童の様子の情報交換 ○個人面談	3 月	○年間の取組の検証 ○引継ぎシート作成確認

【相談機関】

相 談 機 関	電話番号	相談時間	相 談 機 関	電話番号	相談時間
神浦小学校「いじめ相談窓口」	0959-24-0004	8:15～16:45(月～金)	子ども・子育て電話相談	0120-72-5311	9:00～21:00(月～金)
子ども・家庭 1 1 0 番	095-844-1117	9:00～20:00(毎日)	こころの電話	095-847-7867	9:00～15:15(月～金)
長崎市教育研究所教育相談 Soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120-556-275	9:00～16:00(月～金)	ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45(月～金)
			こども人権 1 1 0 番	0120-007-110	8:30～17:15(月～金)
			長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00(毎日)
子育て支援相談電話「e-kao」で検索し、相談フォームへ	095-822-8573 095-825-5624	8:45～17:30(月～金)	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45(月～金)
子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間(月～金)	長崎市子ども相談センター	095-829-1122	9:00～17:30(月～金)